

幼児教育・保育の無償化制度が始まります

10月から国による幼児教育・保育の無償化制度が始まり、保育所、認定こども園、幼稚園、児童発達支援施設などに通う、主に3歳から5歳までの児童の保育料が無償化となります。

【配布物】

- 施設等利用給付認定のしおり【I】
- 子育てのための施設等利用認定・変更申請書【A】
- 就労証明書【B】

※就労以外の証明書が必要な方はお申し出ください。

- 保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書【C】

保育所、認定こども園、幼稚園を利用する場合

【対象者・利用料】

- 保育所、認定こども園、幼稚園を利用する3歳から5歳までの全ての子どもの保育料が無償化されます。

- 新制度未移行の幼稚園については、月額上限25,700円です。
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの3年間です。
(注)幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、保護者の負担になります。

ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子以降の子どもについては、副食費(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。

(注)幼稚園・認定こども園(教育利用):小3までの子どもからかぞえて第3子以降の子ども

保育所・認定こども園(保育利用):就学前の子どもからかぞえて第3子以降の子ども

- 0歳から2歳までの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として保育料が無償化されます。

- 多子軽減については、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。(注)年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢制限なし。

預かり保育を利用する場合

- 無償化の対象となるためには、お住まいの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- 利用日数に応じて、日額450円、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

認可外保育施設等を利用する場合

- 無償化の対象となるためには、お住まいの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
(注) 保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
- 3歳から5歳までは月額37,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯は月額42,000円までの利用料が無償化されます。
- 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象となります。

施設等利用給付（新2号・新3号）認定申請について

- 配布資料【A】、【B】、【C】を子ども政策課まで提出してください。詳細は「子育てのための施設等利用給付認定のしおり」をご確認ください。
提出期限：令和元年9月13日（金）
(注1) 就労以外の要件で認定を受ける場合は、別の用紙をお渡ししますので、お申し出ください。
(注2) 【C】は認可保育施設の利用申込みをしていない方のみ提出が必要です。
(注3) 提出期限を過ぎても随時受付を行っています。ただし、認定開始日は申請日より前に遡及することはできませんので、余裕を持って申請してください。

【お問合せ】 四條畷市子ども政策課

TEL：072-877-2121

(田原地域からTEL：0743-71-0330)